

ニコチンパッチコース 申込み・補助金申請をご利用いただく上での注意点

1. 参加できる人とニコチンパッチの購入方法

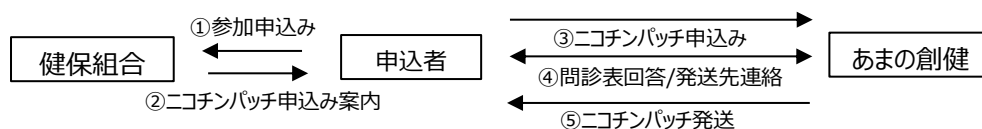
健保指定の方法でニコチンパッチを購入して禁煙にチャレンジし、禁煙に成功したら補助金を申請することができます。

1-1. 参加できる人

- ・申込み時点で喫煙しており、禁煙する意志があること。
- ・申込み時点 および 補助金申請時点で、豊田合成健康保険組合に加入する被保険者。
(被扶養者は対象外ですのでご注意ください)
- ・補助金申請時に「職場の上司」および「同居の家族*」から禁煙継続を証明する署名が得られること。
*一人暮らしの場合、職場以外での禁煙を証明いただけるご家族・親類・友人など も可能です。

1-2. ニコチンパッチの購入方法

- ①『ニコチンパッチコース申込み・補助金申請書』（帳票No.311-02=本帳票）を健康保険組合に提出してください。
- ②健保からニコチンパッチ申込み案内を送付します
- ③④健保指定の医薬品販売業者（あまの創健）の web サイト（②パッチ申込み案内に記載）にアクセスして、問診票に回答し薬剤師の確認を受けてください（ニコチンパッチは薬剤師の問診を受けないと購入できません）。
- ⑤問診に問題がなければ、あまの創健からご指定の場所にニコチンパッチ（8週間分）が届きます。
・ニコチンパッチ（8週間分）の購入費用（19,000円）は、申込者の給与から控除します。



2. 補助金の支給対象

- ・健保指定の方法でニコチンパッチを購入して禁煙にチャレンジし、8週間以上禁煙を継続した人
- ・「職場の上司」および「同居の家族*」から禁煙継続を証明する署名を得ていること
*一人暮らしの場合、職場以外での禁煙を証明いただけるご家族・親類・友人など も可能です。
- ・以下に該当する場合は、補助金を支給できませんのでご注意ください。
 - ① 本申込書を使用せず、健保指定以外の方法でニコチンパッチを購入（ドラッグストア・ネット通販など）した場合
 - ② 禁煙証明が得られない場合
 - ③ 健保への申込み日から16週間以上経過している場合

3. 補助金の申請方法

- ・禁煙に成功した後、申請受付済の『ニコチンパッチコース申込み・補助金申請書』（帳票No.311-02=本帳票）に
 - ①禁煙証明の記入、②振込口座の記入をしたうえで、健保へ提出下さい。
- ・禁煙開始日は、「ニコチンパッチが自宅に届いて以降の禁煙を開始した日」を記入してください。

4. 補助金について

- ・ニコチンパッチコースの補助金は13,000円（一律）です。
- ・『ニコチンパッチコース申込み・補助金申請書』（帳票No.311-02=本帳票）に記入いただいた、申込者本人名義の口座に振り込みます。

5. 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された個人情報は、当健保が実施する保健事業にのみ使用しそれ以外には使用致しません。

※ ご不明な点がございましたら、下記までお問合せ下さい

〒492-8153 愛知県稲沢市井之口町中四反畑 4500 豊田合成健康保険組合 江口・秋本
外線：0587-23-6661 内線：611-5112, 5117